

お知らせ

令和元年 7月 4日
井原鉄道株式会社

消費税率引き上げに伴う運賃・料金の変更認可の申請について

井原鉄道では、令和元年10月1日からの消費税率引き上げに伴い、同日付で消費税相当分を運賃に転嫁するための運賃の変更認可を、本日、中国運輸局長あてに申請しましたのでお知らせいたします。

記

- 1 申請日時 令和元年7月4日(木) 10時00分
- 2 申請先 国土交通省中国運輸局長
- 3 申請内容 消費税率引き上げに伴う運賃変更認可申請
・現行の運賃及び料金体系を踏まえつつ、国土交通省の処理方針に則り、事業全体収入として108分の110以内の増収とした新運賃に改定します。
- 4 その他 国が定める情報提供ガイドラインに沿って、運賃改定申請時に情報提供する内容を別添のとおり取りまとめております。
また、同情報は当社ホームページにおいても公表しております。

(お問い合わせ先)
井原鉄道株式会社
営業企画課
TEL.0866-63-2677

別添資料

井原鉄道井原線に係る運賃・料金の変更認可の申請について

1 申請理由

令和元年10月1日から現行消費税が消費税と地方消費税をあわせて10%の税率となります。消費税は消費一般に負担を求める間接税であり、これを円滑かつ適正に転嫁し、利用者が公平に負担することが基本となることなどから、公共交通事業者である当社においても鉄道事業に係る運賃及び料金に対して消費税率引き上げ分の課税転嫁を行い、平素からご利用いただいております皆様に理解を求めるものでございます。

2 申請の概要

国が定める基本方針に従い、下記算出法によって運賃を改定します。

(1) 普通旅客運賃

前回運賃改定時に算出した税抜普通旅客運賃に100分の110を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入により端数処理して10円単位とした額を新たな税込の普通旅客運賃とします。

(2) 定期旅客運賃

現行の定期旅客運賃に108分の110を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入により端数処理して10円単位とした額を新たな税込の定期旅客運賃とします。

(3) 改定希望日

令和元年10月1日

3 改定運賃の一覧

別紙運賃表のとおり

4 運賃認可申請書

実際に申請した運賃認可申請書(写し)を当社ホームページにおいて公表しております。

5 届出により設定する運賃及び料金

運賃及び料金の認可後、届出により設定する運賃・料金の届出を行う予定です。

6 本件に関する問い合わせ先

・運賃、料金に関するお問い合わせ

井原鉄道株式会社 井原駅 Tel.0866-62-6669

・運賃認可申請に関するお問い合わせ

井原鉄道株式会社 営業企画課 Tel.0866-63-2677